◇ワンストップ特例申請制度について

ふるさと納税ワンストップ特例の適用を<u>希望される場合</u>は、同封した「市町村民 税・道府県民税寄附金税制控除に係る申告特例申請書」(第55号の5様式)を、飯 豊町役場へ提出してください。

申請書の様式は、入金確認後に飯豊町からすべての寄附者に寄附金受領証明書とともにお送りしています。申請時の住所・氏名などを印字してお送りしますので、印字箇所に誤りが無いかご確認ください。「申請日欄」「申告の特例の適用に関する事項の2つのチェック欄」へ記入し、氏名欄に押印のうえ、提出ください。

飯豊町ホームページから様式をダウンロードすることも可能ですので、年末に寄附される場合など、お急ぎの場合はご利用ください。

【提出先】

〒999-0696 山形県西置賜郡飯豊町大字椿2888番地 飯豊町役場 ふるさと納税担当 あて

◆申請書の提出期限は 寄附をした翌年の1月10日です。

期限までに提出できない場合は、寄附金控除のため確定申告をしてください。

◆マイナンバー制度の導入に伴い、平成28年1月1日から「ふるさと納税ワンストップ特例申請書」に個人番号の記載が必須となりました。番号確認と 身元確認が必要ですので、申請書に以下の書類を添付してください。

※個人番号カードを持っている場合

番号確認と本人確認のため、個人番号カードの写し(表と裏)を添付

※個人番号カードを持っていない場合

番号確認の添付書類と本人確認の添付書類が必要となります。

- ①通知カードの写し又は住民票(個人番号の記載あり)の写し等
- ②本人確認の添付書類(下記の1又は2のどちらかが必要です。)
 - 1. 写真表示があり、氏名、生年月日、または住所の記載があるもの (例:運転免許証、パスポートの写し等、いずれか1点)
 - 2. 氏名、生年月日又は住所が記載されているもの

(例:健康保険証、年金手帳又は児童扶養手当証書の写し等いずれか2点)

◆申請書を提出いただいた方には、申請受理の証拠として、飯豊町から受付書を郵送します ので、大切に保管してください。(12月中旬の一括発送を予定しています。)

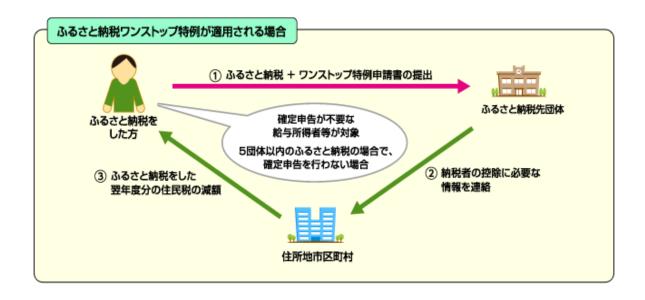
> 【問合せ】飯豊町役場総務企画課総合政策室 TEL: 0238-87-0748(ふるさと納税担当) E-mail: <u>i-furusato@town.iide.yamagata.jp</u>

◇次のすべての条件を満たす方がワンストップ特例制度を利用できます。

- ■給与所得者や年金所得者等で、確定申告や住民税申告を行わない方
- ■1月から12月の間に寄附した自治体が5団体以内の方

◇ワンストップ特例制度ご利用の際は、下記の事項にご注意ください。

- ■ふるさと納税1回ごとに申請が必要です。寄附の都度、申請書を提出ください。
- ■押印(スタンプ印不可)が必要ですので、インターネットから申請することはできません。郵送または役場へ直接お持ちいただくなどの方法で飯豊町へ申請書を提出してください。郵送で提出する場合、郵便料金は申請者の負担となります。
- ■申請書の提出後1月1日までに住所・氏名などに変更があった場合、申請をした 翌年の1月10日までに変更届出書(第55号の6様式)を提出してください。
- ■ワンストップ特例の申請書を提出した場合でも、次に該当する場合、特例申請は無効となりますので、所得税及び住民税の寄附金税額控除を受けるためには、税務署に寄附金受領証明書を添付して確定申告書を提出する必要があります。
 - *確定申告や住民税申告を行った場合(医療費控除等による場合を含む)
 - *1月から12月の間に寄附した自治体が5団体を超えた場合



■ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。(寄附の翌年の個人住民税が軽減されます。)

寄附金受領証明書の送付について

寄附の入金を確認した後、飯豊町よりすべての寄附者に寄附金受領証明書を郵便でお送りします。確定申告の際に必要となりますので、寄附をされた際の領収書とあわせ大切に保管してください。(再発行は致しかねます。)